

岩手県告示第686号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準を定める件別表第1号に該当する区域の指定（昭和48年岩手県告示第424号）の一部を次のように改正する。

平成27年8月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
4 第4種区域の区域内に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲80メートルの区域内の区域 (1)～(5) [略]	4 第4種区域の区域内に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲80メートルの区域内の区域 (1)～(5) [略] <u>(6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	